

令和4年度進路達成支援事業進路達成セミナー委託業務仕様書（案）

1 委託業務名

令和4年度進路達成支援事業進路達成セミナー委託業務

2 施行地

県内全域

3 施行期間

契約締結日から令和5年2月24日（金）まで

第Ⅰ期を契約締結日から令和4年9月30日（金）まで、第Ⅱ期を令和4年10月1日（土）から令和5年2月24日（金）までとする。

4 業務の目的

生徒に対して自らが社会でどのような役割を果たすべきかを考えさせるとともに、進路を主体的に選択する能力・態度を育成し、希望する進路の実現を図ることが大切である。宮城県内の高等学校卒業生の就職内定率は東日本大震災以降、全国平均を上回る高い水準で推移している一方で、卒業後3年以内の離職率が高い現状にある。

そこで、各種セミナーの企画・立案・運営等の業務を委託することにより、就職を希望する生徒に対して試験前から内定後の入社までの準備を支援し、保護者に対しては、高校生を取り巻く就職環境を理解させることで定着率の向上を図ることを目的とする。

5 施行仕様

本業務の仕様は、下記に示すもののほか、別添1「令和4年度進路達成支援事業進路達成セミナー委託業務企画提案募集要領」によるものとする。

(1) 事業内容

イ 就職達成セミナー

就職希望の卒業年次生徒を対象に、就職試験前に就職ガイダンスや模擬面接指導を行い就職試験に役立てる。

ロ 高校生の就職を考える保護者セミナー

保護者を対象に、正しい就職の知識や高校生を取り巻く就職環境などの理解促進に役立てる。

ハ 高校生入社準備セミナー

就職が内定した生徒を対象に、社会人に求められる基礎的なマナー・知識を身に付けさせ、入社後に感じるギャップを和らげ、離職を防ぐ。

(2) 開催内容

イ 就職達成セミナー

(イ) 第Ⅰ期（7月～9月中旬）

就職希望の卒業年次生徒に対して、就職ガイダンス及び模擬面接を1回につき3時間程度で実施する。なお模擬面接は、参加生徒10人までを1班とし、1班に講師1名以上をあてること。

(ロ) 第Ⅰ期 Web配信型（8月下旬～10月下旬）

就職希望者のうち、オンライン面接試験の受験予定者に対して、オンライン面接試験対策に関する講話を実施する。なお、講話内容は40分程度の動画にまとめ、Web配信する。

(ハ) 第Ⅱ期（10月中旬～12月）

就職未内定者に対して、個別カウンセリング及び模擬面接を1回につき3時間程度で実施する。なお、参加生徒10人までを1班とし、1班に講師1名以上をあてること。

- ロ 高校生の就職を考える保護者セミナー（以下「保護者セミナー」という。）（7月～2月）
高校生の就職の現状を知ることにより保護者としてできることを考えるなどの講話を実施する。なお、講話内容は60分程度の動画にまとめ、Web配信する。
- ハ 高校生入社準備セミナー（以下「入社準備セミナー」という。）（11月下旬～2月）
就職が内定した高校生を対象に、社会人のビジネスマナー・コミュニケーション、お金の管理、レジリエンスに関する講話を1回につき2時間程度で実施する。

(3) 開催場所

- イ 県内各地とするが、参加者が高校生であるものは、学校以外で開催する場合、公共交通機関を利用しやすい会場を受託者が確保する。
- ロ 生徒の参加希望が多い学校については、自校開催の希望があれば、委託者と受託者の協議により決定する。

(4) 開催回数

- イ 就職達成セミナー：第Ⅰ期21回（参集型20回，Web配信型1回） 第Ⅱ期1回（参集型）
（うち学校以外の会場開催3回程度）
- ロ 保護者セミナー：Web配信型2回（第Ⅰ期1回，第Ⅱ期1回）
- ハ 入社準備セミナー：21回（学校開催21回）

(5) その他

- イ 高校教育課は、実施要項及び開催案内を作成し高校へ配布する。
- ロ 受託者は、実施校と日程や受講者などの調整を行い、実施校および委託者に受講決定通知を行う。
- ハ 受託者はテキストを作成し、受講者からはテキスト代を徴収しない。
- ニ 受託者は、アンケートの作成、配付と回収を行い、集計結果を委託者に提出する。また、アンケートの内容、報告形式については、委託者と事前に協議する。
- ホ 受託者は、委託者に対して、以下の時期に委託業務の実施状況を報告するものとする。
[就職達成セミナー] 第Ⅰ期・令和4年10月中旬，第Ⅱ期・令和5年2月下旬
[保護者セミナー] 第Ⅰ期・令和4年10月中旬，第Ⅱ期・令和5年2月下旬
[入社準備セミナー] 令和4年2月下旬
- ヘ 受託者は、セミナー開催の都度、実施校に対し、実施報告書（様式及び提出時期は委託者が別途指示する。）を配付し、委託者に提出させる。
- ト 新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、十分な対策を講じること。

6 委託金支払

委託契約書に従い、仕様書に定める第Ⅰ期の委託業務完了後の検査合格後に、支払い計画書に基づく第Ⅰ期分の支払いを行う。また、第Ⅱ期の委託業務完了後の検査合格後に残額を支払うものとする。

7 その他

- (1) 講習内容及び生徒への指導方法・受講人数等について、委託者は、実施校と講師の十分な打ち合わせを行い柔軟に対応すること。
- (2) 特別の事情が生じた場合、双方協議の上、委託条件を変更することがある。
- (3) 実施にあたっては、別添2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 各セミナーの実施回数について、学校からの応募状況により増減する場合でも合計で45回を下回らないようにする。ただし、就職達成セミナーの第Ⅰ期の実施回数は変更しないものとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施方法については、別途、発注者と協議する。